

## 地域ニーズに応える直売所等応援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、地域ニーズに応える直売所等応援業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 名称

地域ニーズに応える直売所等応援業務

#### (2) 業務の内容

別紙「地域ニーズに応える直売所等応援業務仕様書(以下、「仕様書」という)」のとおり

#### (3) 予定価格

4,497,130円(消費税および地方消費税を含む)

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月24日(月曜日)まで

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同企業体(JV)であること。

(営業種目)

大分類:「役務」

中分類:「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは、滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

### 4 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

### 5 企画提案書等の提出書類

プロポーザルへ参加を希望する事業者は、次の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、7に示す提出期限までに、12に示す提出先まで提出すること。ただし、1者につき1提案とする。

なお、装丁は、A4サイズ(縦書き、横書きは不問)とする。

- (1) プロポーザル応募申込書 1 部  
 単独事業者による参加の場合は、別添（様式 1 - 1）の応募申込書を、共同企業体による参加の場合は、（様式 1 - 2）の応募申込書を提出すること。
- (2) 経費概算見積価格書 正 1 部、副 5 部  
 仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。  
 仕様書 4 に示す「委託業務の内容（1）～（4）」ごとに額がわかるようにすること。  
 消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。
- (3) 企画提案書 正 1 部、副 5 部  
 ア 作成にあたっては、仕様書に記載の条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。  
 イ 企画提案書には、以下の内容を記載すること。
  - ・業務遂行にあたっての基本的な考え方
  - ・企画内容の骨子
  - ・具体的な企画内容
  - ・効果を高めるために工夫する点
  - ・農産物直売所の運営者や出荷者を対象に実施した事業実績（3 つまで）
  - ・実施スケジュール、執行体制
 ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。  
 エ 企画提案書の頁数は、8 ページ以内（表紙は含まない）とすること。
- (4) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合。（「8 委託事業者の選定」参照）共同企業体による参加の場合は、代表構成員が提出すること。
  - ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1 部
  - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
  - ウ 高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1 部
  - エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1 部
  - オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し 1 部
  - カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し 1 部
  - キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
  - ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知書（滋賀県発行）の写し 1 部

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

1部

コ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については審査登録機関による証明書の写し、②～④については認証、登録証の写し

1部

①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証

②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 6 企画提案書等に関する質問および回答

### (1) 質問受付期限

令和 6 年 4 月 18 日（木曜日） 午前 11 時まで

### (2) 質問方法

別添（様式 2）質問票によりメールまたは F A X で受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。

### (3) 質問に対する回答

各事業者からの質問に対する回答は、令和 6 年 4 月 22 日（月曜日）を目途に、県ホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/>）に掲載する。

## 7 企画提案書等の提出期限と提出方法

令和 6 年 5 月 8 日（水曜日）午後 5 時までに、12 に示す提出先まで持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、令和 6 年 5 月 8 日（水曜日）午後 5 時必着とし、企画提案書等を郵送した旨を 12 に示す問い合わせ先まで必ず電話で連絡すること。なお、郵送の場合、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とすること。

## 8 委託事業者の選定

### (1) 選定方法

提出のあった企画提案書等について、資格審査およびプレゼンテーション審査において、当課が設定した基準に基づいて公正かつ厳正に審査会を実施し、契約予定者を 1 者選定する。

#### ア 資格書類審査

提出されたすべての提案について、3 に掲げる参加資格について確認を行うとともに、

5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会の参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が5事業者を超える場合は、審査員4名によりプレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に5事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とする。

#### イ プレゼンテーション審査

審査委員は4名とし、下表の各審査項目について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、下表重みづけを乗じて点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格）。

次表の⑥～⑮の審査項目については、重みづけを乗じず、認定・実施によって配点の点数を計上する。

いずれかの審査項目において、半数を超える審査委員が「1」の判定をした企画提案書等については、不採択とする。

審査委員の採点および上記加点分を集計し、総合点が最も高かった事業者を契約予定者として選定する。

なお、プレゼンテーション審査は、令和6年5月16日（木曜日）を予定している。プレゼンテーション審査の時間、場所等は、該当事業者に別途通知する。

審査項目および評価点は、下表のとおり。

共同企業体の場合は、審査項目⑥～⑮においては代表構成員を審査対象とする。

審査項目	重みづけ	配点
①提案内容が事業目的と合致しているか	×2	10
②企画内容や手法等が優れているか	×6	30
③事業効果が高いか	×6	30
④実現可能性が高いか	×4	20
⑤経費削減に配慮されている等、価格が妥当な内容か	×2	10
⑥県内に本店を有する事業者か	無し	1
⑦「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録を受けている	無し	1
⑧次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	無し	1
⑨高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている	無し	1
⑩障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している	無し	1
⑪「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている	無し	1
⑫障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	無し	1
⑬「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けている	無し	1
⑭女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に	無し	1

基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている		
⑮環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</li> <li>・一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</li> <li>・特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul>	無し	1
	合計	110

## (2) 審査結果の通知

資格審査およびプレゼンテーション審査の参加者全員に文書で通知する。

## (3) その他

契約締結交渉の相手方に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内(土曜日および日曜日を除く)に書面(任意の様式)により、当課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して 5 日以内(土曜日および日曜日を除く)に、当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 9 契約相手方の決定

契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約締結の相手方として決定する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

## 10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 企画提案書等に必要な事項がすべて記載されていない場合、または必要な要件のすべてを満たしていない場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (4) プレゼンテーション審査会場への追加資料の持ち込みは認めない。
- (5) 委託料の支払いは、原則、精算払いとする。ただし、事業者の請求により、県が必要と認める場合は、委託料の前金払いができるものとする。
- (6) 提出された企画内容については、協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を順守すること。
- (8) 本業務の遂行上知りえた事項を他人にもらしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。
- (10) 同一の提案者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。

## 12 書類の提出先 および 問い合わせ先

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3891 F A X 077-528-4882

メール gc01@pref.shiga.lg.jp